

普通預金 商品説明書

2

商 品 名	普通預金
販売対象	・法人および個人の方
期 間	・払戻に関する期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・当庫の本支店窓口にてお預け入れできます。 ・通帳もしくはキャッシュカードのご利用により、当庫 ATM、また、郵便貯金 ATM、その他オンライン提携金融機関 ATM にてお預け入れできます。 ・ATM のお取扱い時間については窓口にてご確認ください。 ・1 円以上 ・1 円単位
払出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当庫の本支店窓口にて払い出しできます。 ・キャッシュカードのご利用により、当庫 ATM、郵便貯金 ATM、その他オンライン提携金融機関 ATM において払い出しできます。 ・ATM のお取扱い時間については窓口にてご確認ください。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利（金利については店頭にてお問合せ願います） ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年 2 回（2 月・8 月）の当庫所定の日にお支払します。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 1 月 1 日からお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので 20.315%（所得税 15.315% 住民税 5%）の税金がかかります。 ただし、マル優をご利用の場合は除きます。 ・法人のお利息は総合課税となります。（非課税法人の場合は非課税）
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求することがあります。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方は「総合口座」の取扱いができます。（総合口座については別紙の商品説明書をご参照願います。） ・個人の方はマル優の取扱いができます。 ・「貯蓄預金」や「中期国債ファンド」との間で資金を移動させるスイングサービスの取扱いができます。（個人の方のみ）
中途解約時の取扱い	――
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（9 時～17 時、電話：0120-160-455）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 ・滋賀弁護士会（電話：077-522-3238） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんさん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金等の自動受取ができます。 ・預金保険制度の対象預金です。 ・預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。

（令和 6 年 7 月 17 日現在）